

令和7年度

教育委員会の自己点検・評価
報 告 書

＜令和6年度事業＞

大和市教育委員会

— 目 次 —

○ はじめに	1
・ 「大和市教育局目標」「社会教育の基本目標」	2
・ 大和市教育局委員会が実施する自己点検・評価について	3
・ 大和市学校教育基本計画の施策体系	4
・ 大和市生涯学習推進計画の施策体系	4
 (1) 大和市教育局委員会委員の活動内容の報告	5
(2) 大和市学校教育基本計画にかかわる点検・評価シート	7
基本目標1 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます	8
基本目標2 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます	33
基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます	43
基本目標4 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます	59
 (3) 大和市生涯学習推進計画にかかわる点検・評価シート	73
施策目標1 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します	74
施策目標2 学習を通じて人と人とのつながり、交流の輪を広げます	94
施策目標3 学習のための環境や仕組みの充実を図ります	103

○ はじめに

この「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」は、教育委員会制度を定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、平成20年4月から作成が義務付けされているものです。

平成27年4月、同法の改正により、抜本的な教育委員会制度改革が行われました。その柱として掲げられたのが、「委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」「総合教育会議の設置」「首長による教育に関する大綱の策定」の4点です。

本市においても、平成27年10月1日から新制度が適用され、教育長と4人の委員が合議体としての教育委員会を形成し、以下、学校、図書館、公民館などの教育機関と、それらを支えていく事務局が組織されています。

教育委員会は、効果的な教育行政を推進するとともに、住民への説明責任を果たすという大きな役割があります。そのためのツールの一つがこの「点検・評価」です。教育長、委員をはじめ、教育委員会の職員一人ひとりが、この機会に本市の教育の管理及び執行の状況を確認し、各々の立場と職責をもって、大和の教育を支え、発展させていくべきものと考えます。

令和7年8月 大和市教育委員会

○ 大和市教育委員会教育長・委員（令和7年8月現在）

○ 教育長	藤 井 明
教育長職務代理者	前 田 良 行
委 員	森 園 廣 子
委 員	伊 藤 健 司
委 員	三 浦 里 美

大 和 市 教 育 目 標

わたくしたち大和市民は、文化の香り高い、活力ある大和市づくりを目指している。そのためには、「人間尊重の精神」を基盤としなければならない。

その基盤の上に、自分をしっかりと持ち、他の人々と連帯できる創造性豊かな人間として自己を磨き伸ばしていくことが求められる。

心身ともに健康な人

自立心を持つ人

学び続ける意欲を持つ人

思いやりの心を持つ人

自然を大切にする人

愛情と信頼に結ばれた家庭づくりをする人

近隣の人たちと共に生きる人

豊かな文化をはぐくむ人

国際社会の一員として行動できる人

平成元年 4 月 1 日制定

社 会 教 育 の 基 本 目 標

社会構造の成熟化により、人々の学習への関心や要求は多様化し、内容も高度・専門化している。また活動の場は、時間的にも空間的にも拡大している。

こうした背景から生まれた生涯学習社会において、社会教育は大変重要な役割を占め、その期待はますます大きくなってきている。

そこで、家庭・学校・地域社会の総合的な協力・連携を図り、学習機会の拡充・学習活動への支援など、社会教育活動の推進を積極的に展開する必要がある。

そのためには「大和市教育目標」を基盤に、

- (1) 健康で明るく、愛情に満ちた家庭を築く
- (2) 豊かな心を持ち、ゆとりある地域づくりに参加する
- (3) 平和を愛し、国際的な視野を身につける
- (4) 自然とふれあい、うるおいある文化を育む
- (5) 楽しく学び、人生に生きがいを持つ

など、主体的に行動できる人間形成をめざすことを目標とする。

平成 4 年 4 月 1 4 日制定

○ 大和市教育局が実施する自己点検・評価について

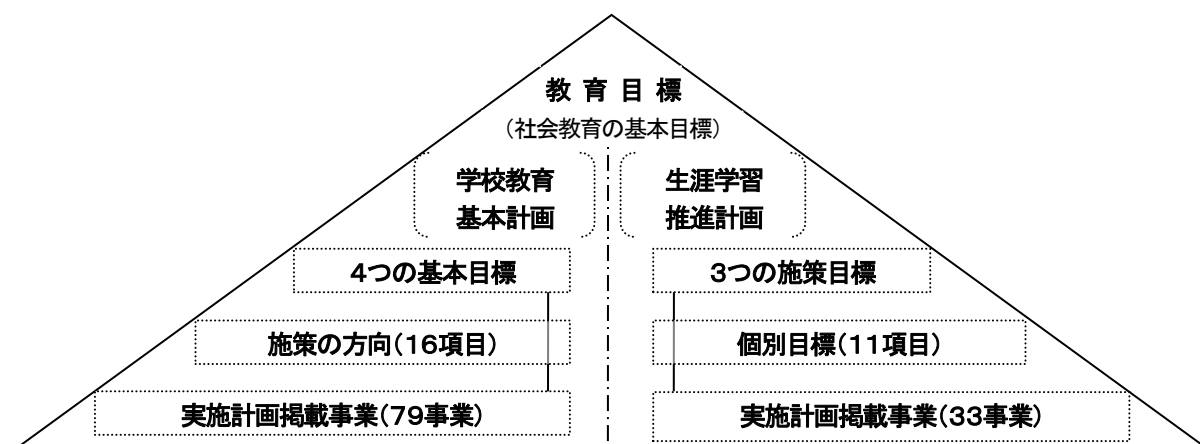
（１）基本的な考え方

「大和市教育局の自己点検・評価」は、「大和市教育局目標」及び「社会教育の基本目標」に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについてチェックするものです。教育委員会自らがチェックすることで、教育委員会の本来の機能の強化と活性化、教育委員会の事業の充実に資するものであると考えています。

（２）点検・評価の方法

教育委員会の事業は、「大和市教育局教育基本計画」と「健康都市やまとMANAB I 計画（大和市教育局生涯学習推進計画）」の二つの計画に基づき実施しています。「大和市教育局教育基本計画」は「４つの基本目標」、「大和市教育局生涯学習推進計画」は「３つの施策目標」と、各計画に定めたそれぞれの施策に向けての達成度、課題等を検証することにより、大和市教育局教育委員会の点検・評価としています。

◆ 大和市教育局教育委員会の点検・評価に至る体系図



各計画では、成果を計る目安となる指標を設け、計画の進行管理を行うこととしていることから、これらの指標の目標数値に対する、令和6年度の実績値を踏まえ評価を行います。なお、児童や生徒の育ちなど、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、評価にあたっては成果指標だけでなく、その他の状況説明を加え、総合的にを行います。

◆ 学識経験者の知見の活用について

教育委員会自らが行う「点検・評価」であるということから、点検・評価の客観性をより一層確保するため、点検・評価結果内容について、外部の学識経験者と教育委員との意見交換の場（令和7年7月29日・31日：教育委員会協議会）を設けました。その後、教育委員会会議の審議に付し、決定する方法を採りました。

◆ 学識経験者

横浜国立大学教育学部	教授	加藤 圭司 氏
文教大学人間科学部	准教授	青山 鉄兵 氏

◎大和市学校教育基本計画の施策体系

基本目標	施 策 の 方 向	頁
1. 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます		8
	(1) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進します	8
	(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、質の高い学びを実現する取組を推進します	11
	(3) 学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進します	14
	(4) 今日の教育課題に対応した授業に向けて研究・研修を深めます	16
	(5) 学びを支える教育環境整備を進めます	18
2. 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます		33
	(1) 想像力を豊かにする読書活動を推進します	33
	(2) 感受性を育て、表現する力を養う教育を推進します	35
	(3) 様々な体験学習の機会を提供します	36
3. 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます		43
	(1) 心身ともに健康に生活を送るための、健康教育を推進します	43
	(2) 健康な心身のための、食育を推進します	45
	(3) 命を守る、安全教育を推進します	47
	(4) 安全安心で、子どもが落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めます	49
4. 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます		59
	(1) いじめのない学校生活に向けた取組を進めます	59
	(2) 不登校のない、誰もが通いたくなる学校づくりを進めます	61
	(3) 社会性を育む道德教育を推進します	63
	(4) 社会に開かれた学校教育を推進します	64

◎大和市生涯学習推進計画の施策体系

施策目標	個 別 目 標	頁
1. 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します		74
	① 市民一人ひとりにとっての「居場所」の提供	74
	② 生涯各期に合わせた学習機会の提供	78
	③ 市民のニーズや現代的課題に合わせた学習機会の提供	84
	④ スポーツや健康に関する学習機会の提供	87
	⑤ 芸術・文化・歴史に関する学習機会の提供	90
2. 学習を通じて人と人とのつながり、交流の輪を広げます		94
	① 情報提供や学習相談による支援	94
	② 人材や団体の育成と活用に関する支援	97
	③ 学習による市民相互の交流への支援	99
3. 学習のための環境や仕組みの充実を図ります		103
	① 学習施設の適切な維持管理・機能の充実	103
	② 支援・推進体制の充実	104
	③ 関係機関との連携推進	107

(1) 大和市教育局教育長及び委員の活動内容の報告

教育委員会教育長は常勤の特別職として、委員は非常勤特別職として、それぞれ任命を受け、教育委員会の会議で議論を交わし、また学校訪問により現場の把握に努める、といった活動を行っています。

教育委員会教育長・委員 (令和6年度末現在)	教育長	藤 井 明
	教育長職務代理者	前 田 良 行
	委 員	森 園 廣 子
	委 員	伊 藤 健 司
	委 員	三 浦 里 美

1. 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、月1回（原則第4木曜日）開催する「定例会」、急施により議論する必要が生じた場合などに開催する「臨時会」、そして重要な案件などを検討する場合などに開催する「協議会」があります。

議案として決定する内容は、大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則第2条で定められており、具体的には「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」「教科用図書の採択に関すること。」「委員会規則・訓令・要綱の制定又は改廃を行うこと。」など17項目にわたって規定されています。

○ 定例会及び臨時会の開催数 ・ ・ ・ 13回 （傍聴者数合計：59名）

・ 議案、報告の件数 ・ ・ ・ 議案34件、報告2件

委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	4件
校長及び教頭並びに事務局等職員の任免等に関すること。	6件
教科用図書の採択に関すること。	3件
附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関すること。	5件
訴願、訴訟、請願及び陳情に関すること。	0件
その他	18件

○ 協議会の開催数 ・ ・ ・ 12回

【議 題（主なもの）】

- ・ 総合教育会議について ・ 教育委員会の自己点検・評価について
- ・ 「大和市教育局委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告について
- ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査報告について
- ・ 大和市学校教育基本計画について ・ 大和市生涯学習推進計画について

2. 教育委員会教育長及び委員による学校等訪問

学校訪問は、授業や課外活動、学校施設の様子などを見学するほか、委員の決めたテーマに沿って、学校の現場の状況や取り組みについて論議するものです。

令和6年度は、令和5年度に新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類へ移行したものの、依然としてインフルエンザも含め注意が必要な状況が続いていたことから、学校訪問を中止しました。

3. 総合教育会議と「大和市教育大綱」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。併せて、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議その他教育に係る事項についての協議・調整を行うため、総合教育会議を設けるものとされました。

本市においても、総合教育会議で市長と教育委員会が協議を重ね、平成28年2月、初めての「大和市教育大綱」が策定され、令和元年度に改定を行いました。内容については、総合計画を基に、学校教育基本計画や生涯学習推進計画などの関連する計画を踏まえるとともに、次代に即した課題なども勘案されており、対象期間は、令和2年度から令和6年度までとされています。令和6年度には、令和7年度から令和11年度までを対象期間とする新しい教育大綱の改定を行いました。

※「大和市教育大綱」の内容は、市のホームページで公表しています。

○ 令和6年度 大和市総合教育会議の開催回数・・・4回

第1回：令和6年度の教育大綱関連事業について

大和市教育大綱の改定について

第2回：教育大綱改定の方向性について

第3回：次期教育大綱の素案について

第4回：教育大綱の改定について

4. その他

（参加した主な行事）

教育長及び教育委員として、以下の行事等に参加し、又は出席しました。

- | | |
|----------------|--------------|
| ・教育委員会表彰式 | ・学校研究発表会 |
| ・二十歳の祝典 | ・各校での運動会等行事 |
| ・教育委員会主催のフォーラム | ・各種総会及び会議 など |